

議案第六号

杉並区立杉並会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区立杉並会館条例の一部を改正する条例

杉並区立杉並会館条例（昭和四十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、展示室等」を「及び宴会室」に改める。

第四条中「次の各号に掲げる施設」を「集会室」に、「当該各号に掲げる期間」を「三日」に改め、同条各号を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第七条関係）

区分	使用料	
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで
第一集会室	一、二〇〇円	二、四〇〇円
第二集会室	一、〇〇〇円	二、一〇〇円
		午後六時から 午後九時まで
		一、八〇〇円
		一、六〇〇円

第三集会室	一、五〇〇円	三、一〇〇円	一、三〇〇円
宴会室（芙蓉）	一回につき		四、六〇〇円
宴会室（末広）	一回につき		一〇、〇〇〇円
宴会室（孔雀）	一回につき		一四、〇〇〇円

付記

- 1 宴会室の一回の使用単位は、二時間とする。
- 2 使用時間を超過して使用する場合は、管理上支障がない限り一時間を限度として使用を承認し、この場合の超過時間の使用料は、規定使用料の三割に相当する額とする。
- 3 集会室を午前と午後、午後と夜間又は午前と午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間に対しては、使用料を徴収しない。

別表第二（第七条関係）

登録団体使用料

区分	使用料		
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 夜間
第一集会室	六〇〇円	一、二〇〇円	九〇〇円
第二集会室	五〇〇円	一、〇五〇円	八〇〇円
第三集会室	七五〇円	一、五五〇円	一、一五〇円

付記 超過時間及びその使用料並びに中間時間の取扱いについては、別表第一の付記の例による。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（提案理由）

展示室、多目的室及び宴会室（羽衣）を廃止する必要がある。

杉並区立杉並会館条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(事業)</p> <p>第二条 会館は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 集会室及び宴会室の使用に関すること。</p> <p>二 略</p> <p>(使用期間)</p> <p>第四条 同一の者が集会室を引き続き使用することができる期間は、三日を限度とする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(事業)</p> <p>第二条 会館は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 集会室、展示室等の使用に関すること。</p> <p>二 略</p> <p>(使用期間)</p> <p>第四条 同一の者が次の各号に掲げる施設を引き続き使用することができる期間は、当該各号に掲げる期間を限度とする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 展示を使用する場合の展示室及び多目的室 十日</p> <p>二 集会室及び集会使用する場合の展示室 三日</p>